

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き令和2年10月1日から施行されます（※技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）のみ令和3年4月1日から施行。）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第171号）が令和2年5月20日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）が同年8月28日に公布されたところです。

また、建設業法第26条の4第1項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示（令和2年国土交通省告示第1057号）等の関係告示が令和2年9月30日に公布されるとともに、関係ガイドラインについて改正を行いましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

(1) 著しく短い工期の禁止（令第5条の8関係）

建設工事の注文者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した注文者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告をすることができることとされ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとされたところ、勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限について、政令で定める額は、500万円（建築一式工事にあつては1,500万円）とした。

(2) 監理技術者の専任義務の緩和（令第 28 条及び第 29 条関係）

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされたところ、監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する 1 級技士補等とした。また、監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に、監理技術者が兼任できる工事現場の数は 2 とした。

(3) 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（令第 30 条関係）

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（以下「特定専門工事」という。）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとされたところ、特定専門工事は、下請代金の合計額が 3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とした。

2. 建設業法施行規則の主な改正内容について

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について（規則第 3 条及び第 7 条関係）

建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することを許可要件としたところ、今般、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は、①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとした。

(2) 許可を受けた地位の承継（規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には、建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされたところ、規則において、

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、譲渡及び譲受け／合併／分割の許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、また、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、

当該建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとされたところ、規則において、認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。

(3) 工期に影響を及ぼす事象に関する情報の提供について(規則第13条の11関係)

建設工事の注文者は、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされたところ、国土交通省令で定める事象は以下の事象とした。

- 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加することとした。

- 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- 当該建設工事の従事者に関する事項(氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等)

(5) 施工体制台帳の電子的な取扱いについて(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。また、監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面や、監理技術者を補佐する者又は専門技術者(※)を配置する場合にその者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面について、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。

(※) 土木工事業者又は建築工事業者が、当該土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、当該一式工事以外の建設工事を施工する際に、当該工事の技術上の管理を行わせるために設置する者

(6) 施工体系図の記載事項について(規則第14条の6関係)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する以下の事項を追加することとした。

- 代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(7) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて(規則第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、専任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされていたが、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととした。

(8) 経営事項審査の評価項目の追加(規則第 18 条の 3 関係)

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」(法第 25 条の 27 第 2 項)とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」を追加した。

(9) 経営事項審査の評価項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し(規則第 18 条の 3 関係)

経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとした。

- 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- 登録経理試験に過去 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去 5 年以内に登録経理講習を受講した者
- 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの

(10) 登録経理講習実施機関の創設について(規則第 18 条の 23 から第 19 条まで関係)

登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備した。登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととし、登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととした。

(11) 帳簿の添付資料の電子化について(規則第 26 条関係)

法第 40 条の 3 の規定により保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の 2 つについても電子的な措置による保存を認めることとした。

- 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- 施工体制台帳中、監理技術者や下請負人の氏名等に関する事項を記載した部分

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 監理技術者を補佐する者について（令第 28 条関係）

令第 28 条第 1 号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」について、一級の第一次検定に合格した者又は法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）とする。

(2) 公認会計士又は税理士について、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等について（規則第 18 条の 3 関係）

「建設業の経理に関する状況」において加点対象となる事項は、公認会計士又は税理士であって、規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イの規定により国土交通大臣が指定する研修を受講した者としたところ、国土交通大臣が指定する研修を以下のとおり規定することとする。

- ①：公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 28 条の規定による研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者
- ②：税理士であって、所属税理士会において税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るための研修として認められる研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

(3) 規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハマまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者について（規則第 18 条の 3 関係）

規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハマまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者として、以下の者を規定することとする。

- ①：平成 28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）
- ②：平成 28 年度以前に二級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間

に限る。)

- ③：一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ④：二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ⑤：公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しないもの

4. 建設業許可事務ガイドラインの主な改正内容について

(1) 許可申請書及び添付書類の取扱いについて

規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができることとする。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での業務経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱うものとする。

(2) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて

- これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として等しく取り扱うこととする。
- 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請負人への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、自らが所属している建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかの判断は、提出された組織図などを確認することで行う。

(3) 事業承継について

- 「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許

可(更新を含む。)を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することをいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第 45 条から第 55 条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った法人(個人)そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

- 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第 7 条及び第 8 条、特定建設業の許可の承継については第 8 条及び第 15 条によるため、本ガイドラインの第 7 条関係及び第 8 条関係又は第 8 条関係及び第 15 条関係の記載と原則同様に取り扱うものとする。

5. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の主な改正内容について

(1) 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分について

不正行為等を行った建設業者(以下「行為者」という。)が、不正行為等の後に法第 17 条の 2 の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は法第 17 条の 3 の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者(以下「承継者」という。)に対して監督処分を行うこととする。

また、行為者の営業を同法第 17 条の 2 又は同法第 17 条の 3 の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行い、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行うこととする。

(2) 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

6. 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの主な改正内容について

(1) 著しく短い工期の禁止(法第 19 条の 5)

法第 19 条の 5 において、「注文者は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」とこととされたことを踏まえ、新たに「著しく短い工期の禁止」に関する項目を設け、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」の判断材料や判断の

視点について記載した。また、当初契約後、工期変更の契約締結を行う際、当該変更後の工期が「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」となった場合も、法第 19 条の 5 違反に該当することについて併せて記載した。

(2) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項（法第 24 条の 3 第 2 項関係）

発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的に影響を与えかねないため、法第 24 条の 3 第 2 項において、「元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」とこととされたことを踏まえ、新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設け、発注者から受注者への支払いに際しても、できる限り現金によることが望ましい旨を記載した。

7. 監理技術者制度運用マニュアルの主な改正内容等について

(1) 特例監理技術者を配置した場合の留意事項について

監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者（※）に求められる責務は従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨を明確化した。なお、特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

また、特例監理技術者が兼任できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び工事体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請負人としての職務が適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化した。また、公共工事の発注者等は特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。

加えて、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性があることについて記載した。

（※）法第 26 条第 3 項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

(2) 特定専門工事を適用した場合の留意事項について

特定専門工事（※）の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督の実務経験」について、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請負人等に対して工事の技術面を総合的に指導、監督した経験が対象となる旨明確化した。また、特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請負人に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請負人の事業主や現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある。

ある旨を明確化した。

(※) 法第 26 条の 3 第 2 項により、一定の条件の下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事

以上

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等（官報）
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - （本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）